

(補正内容)

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」のうち、「Ⅲ 特定原子力施設の保安」について、下記の箇所を別添の通りとする。

補正箇所および内容は以下の通り。

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」

Ⅲ 特定原子力施設の保安

第1編（1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る保安措置）

- ・原子炉施設の定期的な評価に関する規定を追加
- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の制定に伴う変更
- ・1号炉及び2号炉復水貯蔵タンク水の水質管理に関する規定を追加
- ・No.1ろ過水タンクへの汚染水移送に伴い非常用水源に関する規定を削除
- ・新燃料の運搬並びに使用済燃料の貯蔵及び運搬に関する規定の見直し
- ・原子炉注水流量の記録頻度の変更
- ・福島第一原子力発電所におけるマニュアル体系見直しに伴う変更
- ・入退域管理施設の運用開始に伴う変更
- ・本項目について記載の適正化

第2編（5号炉及び6号炉に係る保安措置）

- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の制定に伴う変更
- ・使用済燃料の貯蔵に関する規定の見直し
- ・福島第一原子力発電所におけるマニュアル体系見直しに伴う変更
- ・入退域管理施設の運用開始に伴う変更
- ・本項目について記載の適正化

第3編（保安に係る補足説明）

1 運転管理に係る補足説明

1.6 安全確保設備等の運転責任者について

- ・安全確保設備等における運転責任者の考え方について追加

2 放射性廃棄物等の管理に係る補足説明

2.1 放射性廃棄物等の管理

2.1.1 放射性固体廃棄物等の管理

- ・福島第一原子力発電所構内の入退域管理施設の運用開始に伴い、「臨時の出入管理所」に関する記載を削除。
- ・臨時の出入管理箇所に保管している使用済み保護衣等について、福島第一原子力発電所に運搬した後、「一時保管エリア」を解除することを追記。

2.1.2 放射性液体廃棄物等の管理

- ・臨時の出入管理箇所保管している洗浄水について、福島第一原子力発電所に運搬した後、「一時保管エリア」を解除することを追記。

2.2 線量評価

- ・入退域管理施設の運用開始に伴い、周辺監視区域に関する図を変更。

3 放射線管理に係る補足説明

3.1 放射線防護及び管理

- ・福島第一原子力発電所構内の入退域管理施設の運用開始に伴い、「臨時の出入管理所」に関する記載を削除。
- ・試料分析関係設備について、化学分析棟の設置を追記。
- ・個人線量管理について、発電所内に備える機器と、発電所構外に備える機器にそれぞれ分けて記載。
- ・入退域管理施設の運用開始に伴い、周辺監視区域に関する図を変更。

以 上